

大阪府立中之島図書館活性化検討会議設置要綱

（趣旨）

第1条 大阪府立中之島図書館（以下「中之島図書館」という。）のリニューアルオープン後の具体的な事業展開を検討するため、大阪府立中之島図書館活性化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- （1） 指定管理者制度導入及びリニューアル後の具体的な事業展開
- （2） 大阪府中央公会堂との連携方策など関係団体との事業展開

（構成）

第3条 検討会議の構成員は、別表に掲げる所属の職員をもって充てる。

（専門的意見）

第4条 検討にあたっては、図書館、古典籍、教育、文化、情報、建築、都市魅力等の分野に関して十分な知識又は経験を有する者（以下「専門家」という。）に検討会議への参加を求め、意見を聴くことができるものとする。

（謝礼）

第5条 専門家の謝礼の額は、1時間当たり9,000円とする。

- 2 前項の謝礼は、検討会議への参加時間数に応じて、原則として、翌月末までに支給する。

（費用弁償）

第6条 近隣府県以外から招へいする専門家については、交通費等の費用弁償を行うこととし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（特別顧問等）

第7条 前2条の規定にかかわらず、専門家のうち、大阪府知事が選任した特別顧問及び特別参与に意見を聴く場合は、知事と協議の上、非常勤職員就業等規則（平成24年大阪府規則第287号）に基づく報酬及び費用弁償を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属名
大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課
大阪府立中之島図書館
大阪府立中央図書館
府民文化部都市魅力創造局企画・観光課

※ 必要に応じて、関係部局や民間業者なども参画させることができるものとする。